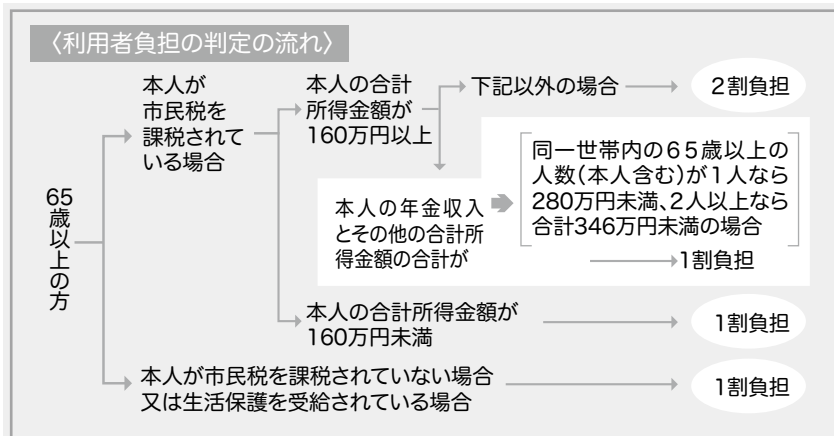


8月1日から介護保険制度が変わります



8月1日以降に一定以上の所得のある65歳以上の方が介護サービスを利用したときは、利用者負担がそれまでの1割から2割になります。利用者負担の判定は次の図のとおりです。

一定以上の所得のある65歳以上の方は介護サービスの利用者負担が2割になります

●新たに介護保険負担割合証を交付します。

要支援、要介護の認定を受けている方全員に、ご自身の負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月末頃に発送予定です。

介護保険サービスなどを受けようとするときは、必ずこの証を事業者または施設の窓口に出してください。

※7月末以降、新規に認定を受けた方や更新申請の結果が出た方などは順次発送します。有効期間は8月1日から翌年度の7月31日まで。（毎年度発行）

食費・部屋代の負担軽減の基準がかわります

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方で低所得者の方は食費・部屋代の負担軽減を行っています。

これまでは負担軽減の申請後、本人と同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、8月からは次の取り扱いを追加します。

① 配偶者が市民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外となります。（世帯が同じかどうかは問いません）

② 預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。配偶者がいる方…合計2千万円
配偶者がいない方…1千万円

高額介護サービス費の負担の上限が一部の方は引き上げられます

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の段階区分（所得などに応じた区分（下表）に「現役並み所得者」が新設され、新しい上限額が設定されます。

「現役並み所得者」の区分は、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる場合が対象です。ただし、一定の要件（※）を満たす方があらかじめ申請することで、負担上限が37,200円に戻る場合があります。対象者には7月中旬に申請勧奨の通知を行う予定です。

区分（所得などに応じた区分）	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方（新設区分）	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢福祉年金を受給している方 ● 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方など 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方など	15,000円（個人）

※同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合は、その方の収入が383万円未満。2人以上いる場合は、それらの方の収入合計が520万円未満。

▶ 問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係 TEL0824-73-1167 または各支所民生生活室